

フルハーネス型安全帯使用作業 特別教育ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

平成30年6月、労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生教育規程等の一部を改正する告示により、本教育の適用日が平成31年2月1日からは「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が本教育の対象となりました。

当支部では、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

2. 受講対象者

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に従事する者。

注)足場の組立て等作業主任者を修了されている方であっても、本教育受講の省略対象にはなりません。

3. カリキュラム※計6時間教育

【学科】

- ① 作業に関する知識 (1時間)
- ② 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。)に関する知識 (2時間)
- ③ 労働災害の防止に関する知識 (1時間)
- ④ 関係法令 (0.5時間)

【実技】

- ⑤ 墜落制止用器具の使用方法等 (1.5時間)

【注意】 各自フルハーネス型安全帯をご持参してください。

なお、受講者同士の貸し借りは、原則不可としますが、ご準備が難しい方はご相談ください。

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真 1 枚（胸上タテ 3 cm×ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。実施分会の窓口か、現金書留にて納付すること。）
- (4) 1 回あたりの受講定員は 30 名程度とし、7 月 29 日（木）までにお申込みください。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。受講定員に満たない場合は中止になる事もございます。

コロナウイルス感染防止対策として

- ・発熱等の症状がみられる場合には、受講をご遠慮ください。
（次回受講可能な日に振替又は、受講を見合わせる場合は受講料を返金いたしますので事務局までご連絡ください。）
- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・講習会場に入るつど、手洗い・アルコールでの手指消毒にご協力ください。
- ・県外からのお申し込みはご遠慮いただいております。
- ・状況悪化等によるコロナウイルス感染防止対策の為、中止及び延期になる事もございます。

5. 受講料

| | 受講時間 | 計 | 内 訳 | |
|-----|------|---------|-------------|---------------|
| | | | 受講料 (税込) | テキスト代 (税込) |
| 会 員 | 6 時間 | 8,810 円 | 8,000 円 | 810 円 |
| 非会員 | | 9,900 円 | 9,000 円 | 900 円 |

※当支部では教育効果を考慮し、講習科目の一部省略は行いません。

6. 開催日時及び会場

日 時：令和 3 年 8 月 5 日（木） 9：00～16：10

会 場：中弘南黒建設会館 3 階 「大会議室」（弘前市長坂町 14-1）

7. 修了証

本教育を修了された方には、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を即日交付いたします。

